

## 第 9 章 収容定員及び施設

第 39 条 大学院に毎年入学させる学生の入学定員並びに収容定員は、次のとおりである。

博士前期課程（修士課程）		入学定員	収容定員
文学研究科	宗教学仏教学専攻	10名	20名
	歴史学専攻	10名	20名
	英語圏文化専攻	10名	20名
	日本文化専攻	10名	20名
心身科学研究科	心理学専攻	25名	50名
	健康科学専攻	10名	20名
商学研究科	商学専攻	50名	100名
経営学研究科	経営学専攻	50名	100名
法学研究科	法学専攻	50名	100名
総合政策研究科	総合政策専攻	30名	60名
博士後期課程			
文学研究科	宗教学仏教学専攻	4名	12名
	歴史学専攻	5名	15名
	英語圏文化専攻	5名	15名
	日本文化専攻	5名	15名
心身科学研究科	心理学専攻	4名	12名
	健康科学専攻	4名	12名
商学研究科	商学専攻	5名	15名
経営学研究科	経営学専攻	10名	30名
法学研究科	法学専攻	4名	12名
総合政策研究科	総合政策専攻	6名	18名
博士課程			
薬学研究科	医療薬学専攻	5名	20名
歯学研究科		18名	72名

第 40 条 学生の研究のため大学院に図書室及び各研究科の専攻部門に応じて読書研究室を設ける。また、心身科学研究科心理学専攻における臨床心理士養成のために心理臨床センターを置く。